規制の事前評価書

政策の名称	地方公共団体以外の者が経営する水道事業の休廃止に係る規定の整備	担当部局名	医薬·生活衛生局 生活衛生·食品安全部 水道課	作成責任者名	水道課長 宮崎正信	評価実施時期	平成29年3月
法令案等の名称・関連条項	水道法第11条第2項						
規制の目的、内容及び必要性等	【現状及び問題点】 現在、地方公共団体以外の者が経営する水道事業のほとんどは、別荘地への給水を行うものなど小規模なものであるが、平成23年の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)の改正により、公共施設等運営権制度が創設され、今後、給水人口の多い大都市を含む地域をその給水区域とする水道事業についても、地方公共団体以外の者が、地方公共団体が所有する水道施設を利用することにより、認可を受け、当該事業を経営する可能性が高まっている。 現行法においては、市町村以外の者が水道事業を経営するに当たっては、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得なければならないこととしているが(法第6条第2項)、水道事業の休止又は廃止に当たっては、当該市町村の意見を反映する手続が設けられていない。 【規制の目的、内容及び必要性】 地方公共団体以外の水道事業者が水道事業を休廃止する場合、その休廃止後には、市町村経営の原則により(法第6条第2項)、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村は、自ら当該水道事業を経営するか、第三者に水道事業経営の同意を与えることにより、住民に対する継続的な給水を確保しなければならない。 大規模な水道事業における休止又は廃止は、その区域の住民への水の供給に対する責任を担う市町村に対して大きな影響を与えることとなることから、給水人口が政令で定める基準を超える水道事業を経営する地方公共団体以外の水道事業者に限り、その事業の一部又は全部の休止又は廃止に関する許可の申請に当たり、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないこととする。						
想定される代替案	地方公共団体以外の水道事業者(給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。)がその事業の全部又は一部の休廃止について厚生労働大臣に対し許可の申請をしようとする際、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村に対して通 知する。						
規制の費用	費用の要素		代替案の場合				
1 遵守費用	協議の資料準備等に要する費用が発生する。		通知の資料準備等に要する費用が発生する。				
2 行政費用	協議への対応に要する費用が発生する。		特段の行政費用は発生しないものと考えられる。				
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。		水道事業の休廃止の申請に際し、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村の意見を反映する機会が全く与えられなくなる ことから、水道事業の継続性に支障を来すおそれがある。				
規制の便益	便益の要素		代替案の場合				
	地方公共団体以外の水道事業者が水道事業を休止又は廃止しようとする際、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区 域に含む市町村と協議することによって、市町村経営の原則により水道のサービスを継続する最終的な責任を担う市町村が必 要に応じ意見を述べる機会を確保し、水道事業の継続性を守ることに資する。						
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案を導入することにより、地方公共団体以外の水道事業者が水道事業を休廃止しようとする場合における協議の資料準備等に要する費用が発生するが、水道のサービスを継続する最終的な責任を担う市町村が必要に応じ意見を述べる機会を確保すること により水道事業の継続性の確保に資することから、費用負担は過大とは言えない。 代替案を導入した場合、水道事業の継続性の確保に支障を来すおそれがある。 これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」(平成28年11月) 3. 課題に対する具体的な対応(案) (4)官民連携の推進 官民連携のうち、コンセッション方式 については、具体的に導入を検討している地方公共団体もあることから、水道事業及び水道用水供給事業において現実的な選択肢となり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切なモニ タリング体制や水質の安全性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意するとともに、海外の先行事例の教訓も踏まえながら、法制的に必要な対応を行うべきである。						
レビューを行う時期又は条件	水道法の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						